

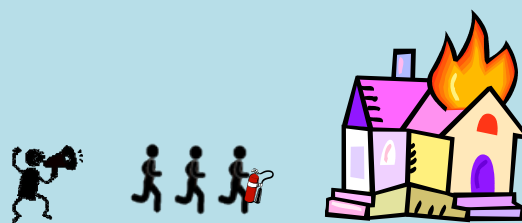
# 藤原台 防災防犯福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

令和5年3月作成

藤原台防災防犯福祉コミュニティ

## 地域おたすけガイドを作成する前に…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイド（例）を作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイド（例）に記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



○藤原台おたすけガイド作成のお手伝いをしたところ  
合同会社人・まち・住まい研究所  
電話番号：078-436-2120

## 1 運営本部の設置基準

- ・ 震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、又は地震による被害が拡大する恐れがあり在宅非難が継続できない場合。
- ・ 特別警報が出された場合。
- ・ 上記のほか、地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合。

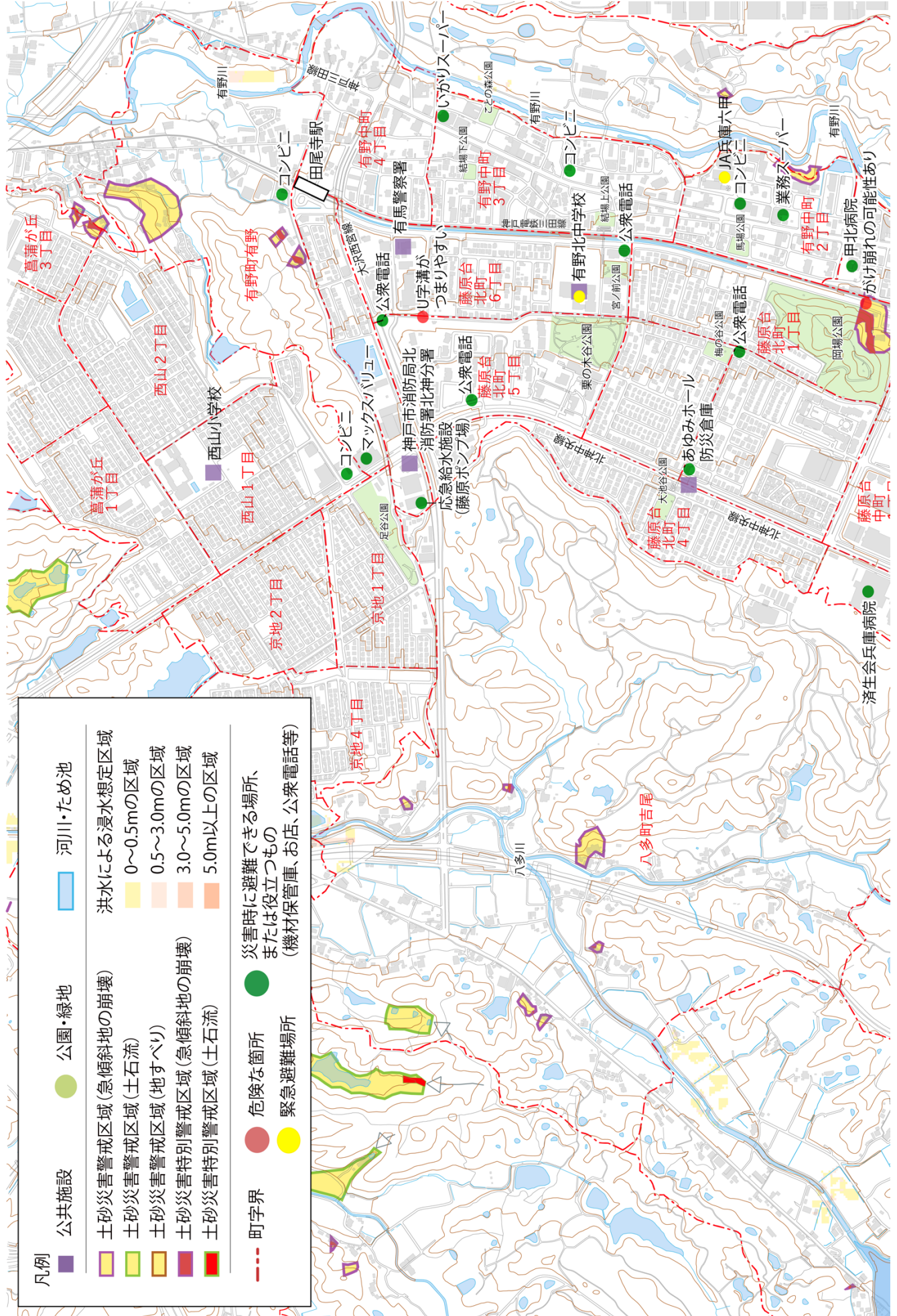
## 2 活動方針

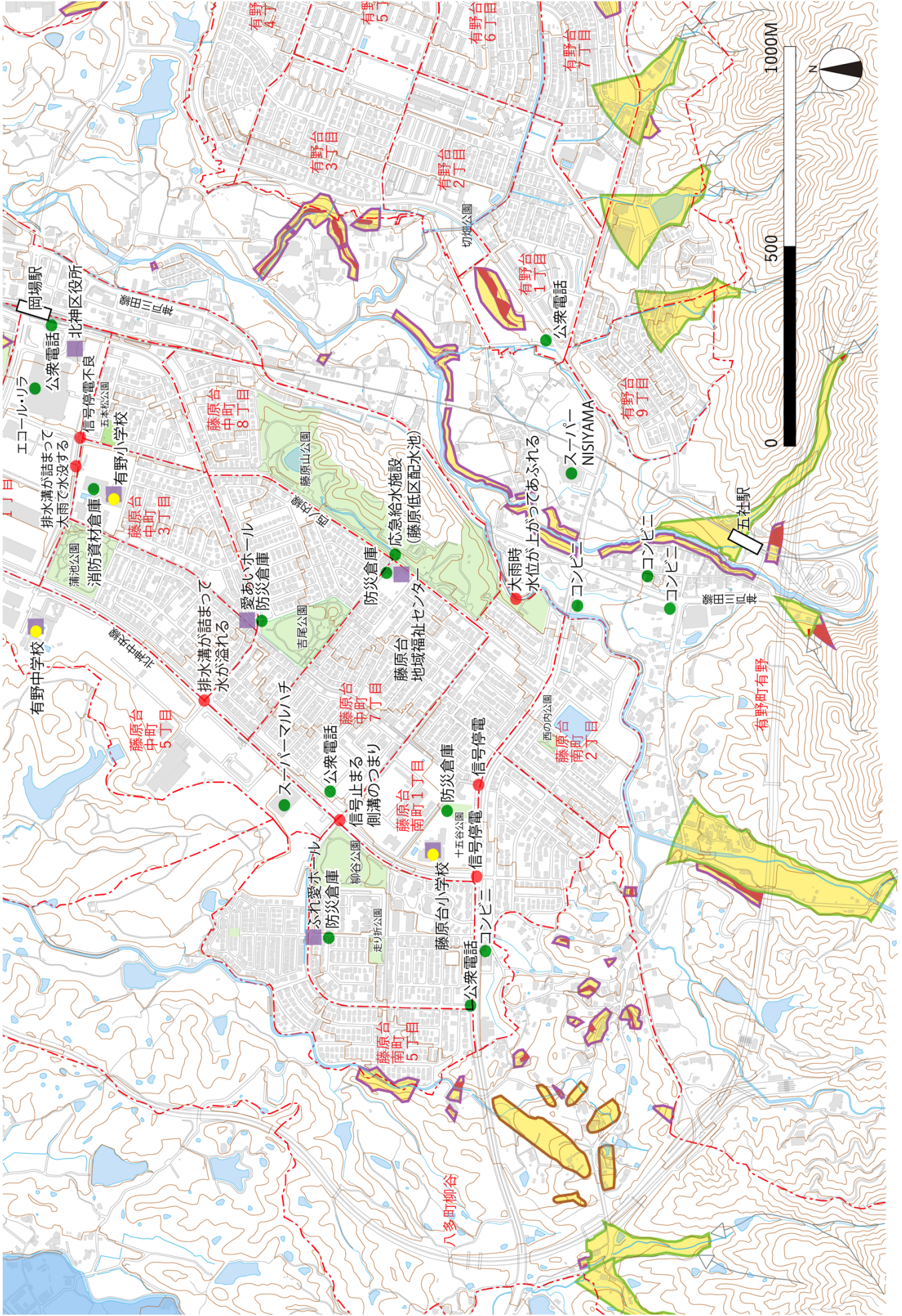
阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょ!!

## 3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	— (防コミの運営本部を置かず各ブロック本部の連携によって対処する)				
ブロック本部	あゆみホール	愛あいホール		ふれ愛ホール	
	(北町)	(中町)		(南町)	
防災資機材庫	藤原台地域福祉センター	あゆみホール		愛あいホール	
	ふれ愛ホール	藤原台小学校			
緊急避難場所 (屋内)	名称	※災害ごとの注意事項		備考	避難所
		土砂	洪水		
	藤原台小学校	○	○		○
	有野小学校	○	○		○
	有野中学校	○	○		○
	有野北中学校	○	○		○
JA 兵庫六甲 (神戸北文化センター)	○	○	夜間・休日は閉館のため避難の際は北神区役所(981-5377)に問い合わせ	○	
緊急避難場所 (屋外)	名称	※災害ごとの注意事項			備考
		地震	津波	大火	
	—	—	—	—	—
災害時要援護者 台帳保管場所	—	—			—
防災行政無線 保有者	藤原台地域福祉センター	—			—
その他必要な 事項					

# 4 地区防災マップ





## 5-1 藤原台地域福祉センター 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：藤原台中町7丁目14-16

鍵保管者：藤原台地域福祉センター＋防コミ役員5名

(会長・副会長2・会計2)

品名	数量	購入年
訓練用水消火器 3ℓ	10	H22
訓練用水消火器 1.5ℓ	5	H22
拡声器 30W	1	H23
拡声器 5W	1	H23
パンタグラフジャッキ	1	H25
アルファ化米 50食入	5	H31

## 5-2 藤原台小学校 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：藤原台南町1丁目13-1

鍵保管者：防コミ役員5名(会長・副会長2・会計2)

品名	数量	購入年
レスキューキット(バール等)	1	H24
油圧ジャッキ	1	H25
パンタグラフジャッキ	1	H25
発動発電機(800W)	1	



## 5-4 愛あいホール 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：藤原台中町3丁目6-7

鍵保管場所：愛あいホール事務室

鍵保管者：愛あいホールの鍵は理事全員

品名	数量	購入年
小型動力ポンプ	1	H10
スタンドパイプ	1	H10
消防ホース 40mm	5	H30
吸管ホース	1	H10
T型ハンドル 50□	2	H10
T型ハンドル 40□	1	H10
筒先ノズル	2	H10
布バケツ	36	H10
防災スコップ 剣先	2	H10
防災ヘルメット	27	H10



## 5-5 ふれ愛ホール 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：藤原台南町4丁目27

鍵保管場所：ふれ愛ホール

鍵保管者：ふれ愛ホールの鍵は理事全員

品名	数量	購入年
小型動力ポンプ	1	H10
スタンドパイプ	1	H10
消防ホース 40mm	5	H30
吸管ホース	1	H10
T型ハンドル 40□	1	H10
筒先ノズル	1	H10
布バケツ	19	H10
防災スコップ 剣先	2	H10
防災ヘルメット	18	H10

### 応急給水施設の鍵の保管場所

- 藤原ポンプ場 : 北町・ヒルズデイズ・セレノ・ドエル・中町  
防コミ会長
- 藤原低区配水地 : 中町・南町・イトーピア・ソリステ・防コミ会長  
藤原台地域福祉センター

## 災害時の行動

は、その行動が完了したら✓をつける

### ① 風水害

#### 【災害発生前】

## 個人の行動

### ● 大雨の天気予報、注意報発令の段階

- ラジオやテレビなどで災害情報を確認する。
- 排水溝の詰まりがないか、強風で飛ばされる物がないかなど自宅と自宅周辺の状況を確認する。
- 非常用持ち出し袋などを準備し、避難に備えておく。
- 浸水のおそれがある地区では、雨戸を閉め、土のうの準備をしておく。
- 自家用車の燃料を確認しておく。
- 不要不急の外出は控える。特に川の近くには行かない。
- 外出している場合は、交通機関の情報を確認しておく。
- 危険箇所や避難所への経路を確認しておく。  
(道幅の広い道を選ぶ。川・水路沿いの道は避ける。)

## 防災福祉コミュニティとしての活動

### 1 ブロック本部の立ち上げ

- 平常時に、災害の想定を行い、被害を最小限にするための方法を話し合う。
- ブロック本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーでブロック本部を立ち上げる。
- ブロック本部に駆けつけた役員の中からブロック長（自治会長等）を決定する。
- ブロック長は集まってきたメンバーで「情報班」「記録班」「活動班」「見回り班」等の班編成を行う。必要に応じて「避難所開設班」を立ち上げる。
- ブロック本部に地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

### 2 情報収集・伝達

- 「情報班」は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は「記録班」が記録し、ブロック本部内で共有できるようにする。

### 3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

### 4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また「見回り班」による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える。

## 5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

### 【災害発生直後】

---

#### 1 ブロック本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法でブロック本部を立ち上げる。)
- 「ブロック長」は、被害状況に応じて、各班に活動内容の具体的指示(救出、応急手当・搬送、警戒・要援護者支援)を出す。
- 活動班の人員が不足している場合は、ブロック長同士で連絡を取り合い、余力のある他地域から人員を派遣してもらえるよう要請する。

#### 2 ブロック毎の防災活動

- 「活動班」による防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動(消火、救出、応急手当・搬送等)を行う。

#### 3 情報収集・伝達

- 「見回り班」は地区内の被害情報や、住民の安否等の状況を、有線電話・携帯電話等も用いながら収集し、ブロック本部の「情報班」に情報を集約する。
- 「情報班」は、防災行政無線、ラジオ、テレビ、見回り班等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報、被害状況、安否確認情報等を収集する。収集した情報は「記録班」が整理して記録し、ブロック本部内で情報が共有できるようにする。
- また、収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、役員間で共有する。

#### 4 安否確認

- 安否確認にあたっては、民生・児童委員等とも協力して、災害時要援護者の安否確認につとめる。

\* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなども効果的。

#### 5 救出、応急手当・搬送活動

- 「活動班」は、二次災害に注意しながら防災資機材等を使用し、被災者を救出する。
- また、被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

#### 6 区や消防署への連絡

- ブロック本部から、被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 必要に応じて、ブロック本部から避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

#### 7 緊急避難場所・避難所の開設

- 「避難所開設班」は、学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。避難者に活動への協力を呼びかける。
- 集まった避難者から協力者を募り「避難所運営班」を編成する。避難者名簿の作成、環境整備、清掃、物資の受け入れ・配布、介護補助などを行う。

## ②地震

### 【災害発生直後】

#### 個人の行動

##### 1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報を確認する。

#### 防災福祉コミュニティとしての活動

##### 1 ブロック本部の立ち上げ

- ブロック本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーでブロック本部を立ち上げる。
- ブロック本部に駆けつけた役員の中からブロック長（自治会長等）を決定する。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- ブロック長は被害状況に応じて、集まってきたメンバーによる「情報班」「記録班」「活動班」「見回り班」等の班編成を行う。必要に応じて「避難所開設班」を立ち上げる。
- 「見回り班」は地区内の被害情報や、住民の安否等の状況を、有線電話・携帯電話等も用いながら収集し、ブロック本部の「情報班」に情報を集約する。
- ブロック長は、被害状況に応じて「活動班」に活動内容の具体的指示（消火、救出、応急手当・搬送等）を出す。
- 「活動班」の人員が不足している場合は、ブロック長同士で連絡を取り合い、余力のある他地域から人員を派遣してもらえよう要請する。

##### 2 ブロック毎の災害対応

- 「活動班」による防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動（消火、救出、応急手当・搬送等）を行う。

##### 3 情報収集・伝達

- 「情報班」は、「見回り班」や、防災行政無線、ラジオ、テレビ、インターネット等から被害状況、避難情報、安否確認情報等を収集する。収集した情報は「記録班」が整理して記録し、ブロック本部内で情報が共有できるようにする。
- また、収集した情報は、伝令等により、役員間で共有する。（地震時には電話が通じないことが考えられるため、伝令による情報伝達が必要になる）

\* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

## 4 安否確認

- 安否確認にあたっては、民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認につとめる。
  - \* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなども効果的。

## 5 消火活動

- 「活動班」を中心に、近隣の人達の協力を得ながら、小型動力ポンプ・スタンドパイプ等のあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
  - \* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。
- 「活動班」は協力者とともに出火場所を確認するとともに、状況に応じて、消火活動人員の割り振りをする。

## 6 救出・救護活動

- 「活動班」は、近隣の人達の協力を得ながら、防災資機材を使用し、二次災害に注意しながら負傷者を救出する。
  - \* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。
- 「活動班」が中心となって、状況に応じて救出活動人員の割り振りをする。

## 7 災害時要援護者の避難支援

- 「見回り班」は、近隣の人達の協力を得ながら、自宅の損傷により避難所等に避難する必要のある災害時要援護者の避難支援を行う。
- 「見回り班」が中心となって、状況に応じて支援者の割り振りをする。

## 8 区や消防署への連絡

- ブロック本部から、被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 必要に応じて、ブロック本部から避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

## 9 緊急避難場所・避難所の開設

- 「避難所開設班」は、学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。避難者に活動への協力を呼びかける。
- 集まった避難者から協力者を募り「避難所運営班」を編成する。避難者名簿の作成、環境整備、清掃、物資の受け入れ・配布、介護補助などを行う。

# ブロック本部

## 状況判断 & 活動指示

### □ ブロック本部

- 集まった役員でブロック本部を立ち上げて活動を始める。
- 参集場所の安全を確認する。
- 地図、ハザードマップ、記録用紙、筆記具、付箋、ホワイトボード等をセッティングする。
- ブロック長と各役割を決める。
- 集めた情報を整理して状況を把握する。緊急の内容は 119・110 へ通報する。

北神区役所:078-981-5377  
北消防署北神分署：  
078-581-0119  
有馬警察署:078-981-0110

ブロック長	他のブロック本部との調整・指示、区役所や消防署、他団体との情報共有や交渉等を行なう。
情報班	入手した情報を付箋に書き、地図に貼っていく。見回り班や他団体、ラジオ等から情報を入手する。
記録班	被害状況や助けが必要な人の情報を時系列と事案別に書いていき、整理して把握する。
活動班	防災資機材庫等を用いて、消火、救出、応急手当などの活動を行う。
見回り班	地区内を見回り被害の情報を本部に伝える。併せて二次被害の警戒と要援護者の支援をおこなう。
避難所開設班	学校関係者や区役所職員と協力して避難所を開設する。避難者に活動への協力を呼びかける。
避難所運営班	避難者から協力者を募り編成する。避難者名簿の作成、環境整備、清掃、物資の受け入れ・配布、介護補助などをおこなう。

# 消火活動


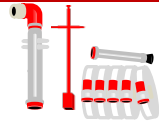


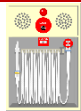
- 多くの人に協力を求めて消火活動をおこなう。
- 燃えている建物内には進入せず、**屋外から放水**する。
- 火を**周りに拡げない**ことを優先し、隣の建物にも水をかける。
- 火にあおられないよう、**風下に入らない**。
- **退路（逃げ道）**を確保しておく。
- 人命危険、延焼危険共に無ければ無理せず、**飛び火のみ**処理する。

## □ 発生場所

## □ 状 況

手書き地図

## □ 消 火 手 段

選択順位	名 称		備 考
	消 火 器		各建物に設置されているものを使用する。火災のごく初期のみ有効。
	スタンドパイプ		地中の水道管に消火栓から直結させて放水する。断水した地区では使えない。水が出ない。
	小型動力ポンプ		耐震性防火水槽がある場所に、ホース・ノズルと共に収納されている。
	バケツリレー		バケツをかき集めて大勢で実施する。
	屋内消火栓		建物に設置されている場合がある。停電すると使えない可能性が高い。

※使い方が分からない手段はやらない

# 救出活動

- 多くの人に協力を求めて閉じ込められた人を救出する。
- 必ず**軍手**と**ヘルメット**を装着する。
- 倒壊した建物の中には潜り込まない。
- 持ち上げた物の下に「手」を入れず、「あて木」を入れ倒壊を防ぐ。
- 足りない道具は皆で持ち寄る（ジャッキ、あて木の代用品等）。



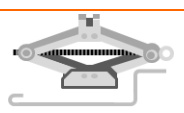
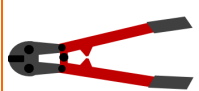






発生場所

状 況

手書き地図

防災資機材庫

鍵(かぎ) 開錠済み 要持参

バール		のこぎり	
ジャッキ ※車に積載されている		ボルトクリッパー	
つるはし		チェーンソー ※必ず保護衣を着装	
おの		シャベル	
ハンマー		ロープ	

※使い方が分からない道具は使わない



## 応急手当 & 搬送活動

- 多くの人に協力を求めて応急手当と搬送をおこなう。
- 素手で血液に触れない。ゴム手袋を装着するかビニール袋で手を包む。
- 必要な資機材を調達する（救急セット、AED、簡易担架等）。
- 正規の資機材が無ければ身の回りにある物を工夫して活用する。
- 重傷者は医療機関に搬送する。

### 発生場所

### 状況

手書き地図

### 応急手当

<input type="checkbox"/>	出血	傷口に清潔なガーゼをあて、手で圧迫して止まるまで押さえ続ける。	ガーゼ・三角巾・ゴム手袋 ハンカチ・ラップ・ビニール袋
<input type="checkbox"/>	骨折	折れた部位に副子（そえ木）をあて、三角巾などで固定する。	副子・三角巾 雑誌・段ボール・傘・ラップ
<input type="checkbox"/>	捻挫	可能であれば冷却した後、三角巾などで固定する。	三角巾・（氷） ラップ
<input type="checkbox"/>	やけど	可能であれば流水で衣服の上から冷やし、清潔なガーゼで保護する。	水道水（流水）・ガーゼ・（氷） ペットボトルの水・ハンカチ
<input type="checkbox"/>	心肺停止	胸骨圧迫（30回）と人工呼吸（2回）を繰り返し、AED到着すれば実施。	AED ※人工呼吸は無理してしない

### 搬送 搬送先

徒手搬送	複数で体の下に手を差し入れ、水平に抱える。	毛布搬送	4人以上で毛布の両端を丸めて持ち上げる。
イス搬送	イスに座らせ、複数でイスを持ち上げる。	毛布担架	毛布と棒を使って作成する。

# 見回り班

## 警戒 & 要援護者支援

- 複数名で地区内を見回り、被害の情報を本部に伝える。  
スマホやSNSがつながらなければ伝令を走らせる。
- 二次被害の警戒と要援護者等の支援をおこなう。

### □ 見回り区域

手書き地図

### □ 警戒活動 ※ハンドマイク、スマホ、メモ帳等を携帯する

□	火 災	煙の立ち上り、煙臭さに注意して見回る。発見すれば本部に連絡するとともに119通報し、可能な限り初期消火を開始する。
□	ガス漏れ	ガス臭に注意して見回る。発見すれば本部に連絡するとともに119通報し、近づかないよう周りに呼びかける。
□	建物倒壊 通信障害	倒壊した建物や通行できない道路の情報を本部に伝える。 倒壊した建物内に閉じ込められた人がいないか呼びかける。
□	呼びかけ	ハンドマイクを使って危険個所への警戒、避難する際はガスの元栓を締め、電気ブレーカーを落とすよう呼びかける。

### □ 要援護者等支援 ※災害時要援護者台帳、救急セット等を携帯する

□	安否確認	民生委員・児童委員等と協力して要援護者の安否を確認し、必要に応じて応急救護をおこなう。確認後、ドアに目印をつける。
□	介 助	避難困難者の手助け、付き添いをおこなう。搬送が必要な場合は本部に応援を要請する。

## 避難所運営

- 避難者はできる範囲で運営に参加する体制とする。
- 避難所内の配置は早い者勝ちにせず、世帯単位に各事情を考慮する。
- 避難所利用のルールに則り、公平公正な運営をおこなう。
- 個人のプライバシーを尊重し、必要以上に介入しない。
- 意思決定機関が高齢男性ばかりに偏らないよう多様性に配慮する。

### 1人1人が自らできることを担う

<input type="checkbox"/>	避難者の誘導	受付で配置が決まった避難者を、決められた場所まで案内する。トイレ等の共用スペースの説明をする。
<input type="checkbox"/>	環境整備	間仕切り・掲示板・毛布・暖房機器等の必要資機材を倉庫等から取り出しレイアウトする。
<input type="checkbox"/>	危険除去	落下物や割れた物などの危険物を除去する。立ち入り禁止箇所に張り紙の掲示やロープを張る。
<input type="checkbox"/>	環境美化	トイレや通路等の共用エリアの清掃やゴミの処理は、全員が持ち回りでおこなう。
<input type="checkbox"/>	物資の受け入れ	区役所等から届く食料・物資を避難所内に運び入れる。
<input type="checkbox"/>	物資の配布	非常食や飲料水等を世帯毎に小分けして配布する。必要に応じて炊き出しをおこなう。
<input type="checkbox"/>	広報・情報収集	必要な情報やルールを、掲示板や SNS を使ってお知らせするとともに、要望等を収集する。
<input type="checkbox"/>	介助・見守り・話し相手	配慮が必要な避難者への介護を補助するほか、話し相手になったり、見守りをおこなう。
<input type="checkbox"/>	防火・防犯	火気の使用について見回る。人目のない場所やトイレ等、必要に応じて交代制などによる警戒をおこなう。
<input type="checkbox"/>	その他	避難所生活の運営・維持に必要なこと。

## 災害時要援護者とは

障がいのある方、介護が必要な方、高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）、難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、負傷して自力で避難することが難しい方など、災害が発生した際に安全な場所に避難したり、避難所での生活に困難が生じ、周りの人の助けを必要とする方を言います。

## 福祉避難所について

神戸市では、避難所での生活に何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなどを「福祉避難所」に指定しています。入所対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、お願いします。

※福祉避難所は、災害時に常に開設される訳ではありませんので、まずは一般の避難所へ避難していただくことになります。

※地域福祉センターは、対応可能な人員や物資の確保が出来る場合、地域独自の判断で開設いただくことも可能ですが、区災害対策本部と十分ご協議ください。

## 避難情報 警戒レベルについて

警戒レベル		意味
<b>5</b>	<small>きんきゅうあんぜんかくほ</small> <b>緊急安全確保</b>	すでに災害が発生したか切迫していて命が危険な状況。屋外への避難はできず屋内でできる限りの行動を取る。
<b>―― 警戒レベル4までに必ず避難行動を終える</b>		
<b>4</b>	<small>ひなんしじ</small> <b>避難指示</b>	災害が発生する可能性が高いため、発令された地区の全員が避難行動を取る必要がある。
<b>3</b>	<small>こうれいしゃとうひなん</small> <b>高齢者等避難</b>	災害が発生する可能性があるため、発令された地区で避難に時間がかかる人は避難行動を開始する。

## 避難の4行動 ～避難所に行くだけが避難ではない～

- 行政が指定した小学校などの避難所に行く避難
- 安全な親戚や知人宅に行く避難
- 安全なホテル・旅館に宿泊する避難
- 安全な場所に立地し、被害の恐れがない場合の在宅避難